

国立大学法人大分大学におけるグローバル感染症研究センター及び研究マネジメント機構の設置に伴う関係規程の整備に関する規程

令和3年9月28日制定
令和3年規程第28号

(国立大学法人大分大学教員組織規程の一部改正)

第1条 国立大学法人大分大学教員組織規程(平成28年規程第61号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第2条第14号を第13号とし、第8号、第9号及び第11号を削り、第6号を第7号とし、第7号を第9号とし、第12号及び第13号を1号ずつ繰り上げ、第5号の次に次の1号を加える。
 - (6) グローバル感染症研究部門
第7号の次に次の1号を加える。
 - (8) 研究マネジメント部門
第13号の次に次の1号を加える。
 - (14) 国際教育研究推進部門
- (2) 別表中「福祉健康科学部門」の項の次に次のように加える。

グローバル感染症研究部門	グローバル感染症研究センター長
--------------	-----------------

- (3) 別表中「教育マネジメント部門」の項の次に次のように加える。

研究マネジメント部門	研究マネジメント機構長
------------	-------------

- (4) 別表中「IR部門」の項の次に次のように加える。

国際教育研究推進部門	学長が指名する理事、副学長、学長補佐又は学長特別補佐
------------	----------------------------

- (5) 別表中「全学研究推進部門」の項、「産学官連携推進部門」の項及び「国際教育研究推進部門」の項を削る。

(国立大学法人大分大学教育研究評議会の評議員選考に関する規程の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学教育研究評議会の評議員選考に関する規程(令和2年規程第7号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第1条の規定中「同条第1項第10号の評議員」を「同条第1項第12号の評議員」とする。
- (2) 第2条各号列記以外の部分中「規則第2条第1項第10号」を「規則第2条第1項第12号」とする。

(大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程の一部改正)

第3条 大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程(平成27年規程第1号)第2条第2項の規定中「教育マネジメント機構、学術情報拠点及び学内共同教育研究施設の主担当の教授」を「グローバル感染症研究センター、教育マネジメント機構、研究マネジメント機構、学術情報拠点及び学内共同教育研究施設の主担当の教授」とする。

(国立大学法人大分大学学部等役職者選考規程の一部改正)

第4条 国立大学法人大分大学学部等役職者選考規程(平成16年規程第42号)第1条の規定中「学術情報拠点副拠点長(医学図書館担当)、学内共同教育研究施設の長、全学研究推進機構副機構長、産学官連携推進機構副機構長、保健管理センター所長、副学部長」を「学術情報拠点副拠点長(医学図書館担当)、学内共同教育研究施設の長、保健管理センター所長、副学部長」とする。

(国立大学法人大分大学部局を定める規程の一部改正)

第5条 国立大学法人大分大学部局を定める規程(平成16年規程第14号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第2条第2項第1号の規定中「各学部, 各大学院研究科, 教育マネジメント機構, 学術情報拠点, 各学内共同教育研究施設, 保健管理センター, IRセンター, 事務局」を「各学部, 各大学院研究科, グローカル感染症研究センター, 教育マネジメント機構, 研究マネジメント機構, 学術情報拠点, 各学内共同教育研究施設, 保健管理センター, IRセンター, 事務局」とする。
- (2) 第2条第2項第2号の規定中「各学部, 各大学院研究科, 教育マネジメント機構, 学術情報拠点, 各学内共同教育研究施設, 保健管理センター, IRセンター, 医学部附属病院, 教育学部各附属学校, 事務局」を「各学部, 各大学院研究科, グローカル感染症研究センター, 教育マネジメント機構, 研究マネジメント機構, 学術情報拠点, 各学内共同教育研究施設, 保健管理センター, IRセンター, 医学部附属病院, 教育学部各附属学校, 事務局」とする。
- (3) 第2条第3項第1号の規定中「各学部, 福祉健康科学研究科, 教育マネジメント機構, 学術情報拠点, 各学内共同教育研究施設, 保健管理センター, IRセンター, 事務局」を「各学部, 福祉健康科学研究科, グローカル感染症研究センター, 教育マネジメント機構, 研究マネジメント機構, 学術情報拠点, 各学内共同教育研究施設, 保健管理センター, IRセンター, 事務局」とする。
- (4) 第2条第3項第2号の規定中「各学部, 福祉健康科学研究科, 教育マネジメント機構, 学術情報拠点, 各学内共同教育研究施設, 保健管理センター, IRセンター, 教育学部各附属学校, 医学部附属病院, 事務局」を「各学部, 福祉健康科学研究科, グローカル感染症研究センター, 教育マネジメント機構, 研究マネジメント機構, 学術情報拠点, 各学内共同教育研究施設, 保健管理センター, IRセンター, 教育学部各附属学校, 医学部附属病院, 事務局」とする。
- (5) 第2条第3項第3号の規定中「各学部, 各附属学校, 教育マネジメント機構, 学術情報拠点, 事務局」を「各学部, 各附属学校, グローカル感染症研究センター, 教育マネジメント機構, 研究マネジメント機構, 学術情報拠点, 事務局」とする。

(国立大学法人大分大学における総務部長及び学生支援部長の業務の取扱いに係る関係規程の整備に関する規程の一部改正)

第6条 国立大学法人大分大学における総務部長及び学生支援部長の業務の取扱いに係る関係規程の整備に関する規程(令和3年規程第19号)第2条第2項第25号を第26号とし、第12号から第24号を1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 国立大学法人大分大学国際連携委員会規程(令和3年規程第33号)第3条第7号

(国立大学法人大分大学公印規程の一部改正)

第7条 国立大学法人大分大学公印規程(平成16年規程第9号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 別表の部局等印の部中「大分大学大学院福祉健康科学研究科の印」の項の次に次のように加える。

大分大学グローバル感染症研究センターの印	28	研究推進課長	部局長	
----------------------	----	--------	-----	--

- (2) 別表の部局等印の部中「大分大学教育マネジメント機構の印」の項の次に次のように加える。

大分大学教育マネジメント機構国際教育推進センターの印	28	学生・留学生支援課長	部局長	
大分大学研究マネジメント機構の印	28	研究推進課長	部局長	

(3) 別表の部局等印の部中「大分大学全学研究推進機構の印」の項、「大分大学産学官連携推進機構の印」の項、「大分大学国際教育研究推進機構の印」の項及び「大分大学国際教育研究推進機構国際教育推進センターの印」の項を削る。

(4) 別表の職印の部中「大分大学大学院福祉健康科学研究科長の印」の項の次に次のように加える。

大分大学グローバル感染症研究センター長の印	30	研究推進課長	部局長	
-----------------------	----	--------	-----	--

(5) 別表の職印の部中「大分大学教育マネジメント機構学生支援センター長の印」の項の次に次のように加える。

大分大学教育マネジメント機構国際教育推進センター長の印	23	学生・留学生支援課長	部局長	
大分大学研究マネジメント機構長の印	30	研究推進課長	部局長	

(6) 別表の職印の部中「国立大学法人大分大学福祉健康科学部門長の印」の項の次に次のように加える。

国立大学法人大分大学グローバル感染症研究部門長の印	30	研究推進課長	部門長	
---------------------------	----	--------	-----	--

(7) 別表の職印の部中「国立大学法人大分大学教育マネジメント部門長の印」の項の次に次のように加える。

国立大学法人大分大学研究マネジメント部門長の印	30	研究推進課長	部門長	
-------------------------	----	--------	-----	--

(8) 別表の職印の部中「大分大学全学研究推進機構長の印」の項、「大分大学産学官連携推進機構長の印」の項、「大分大学国際教育研究推進機構長の印」の項、「大分大学国際教育研究推進機構国際教育推進センター長の印」の項、「国立大学法人大分大学全学研究推進部門長の印」の項及び「国立大学法人大分大学産学官連携推進部門長の印」の項を削る。

(9) 国立大学法人大分大学国際教育研究推進部門長の印の項中「研究推進課長」を「学生・留学生支援課長」とする。

(国立大学法人大分大学内部規則等の制定改廃等に関する規程の一部改正)

第8条 国立大学法人大分大学内部規則等の制定改廃等に関する規程(平成20年規程第84号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 第9条第2号の規定中「教授会、研究科委員会、教育マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議、学内共同教育研究施設等管理委員会」を「教授会、研究科委員会、グローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議、学内共同教育研究施設等管理委員会」とする。

(2) 第10条第2項の規定中「教授会、研究科委員会、教育マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議、学内共同教育研究施設等管理委員会」を「教授会、研究科委員会、グローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議、学内共同教育研究施設等管理委員会」とする。

(大分大学共同研究講座及び共同研究部門規程の一部改正)

第9条 大分大学共同研究講座及び共同研究部門規程(平成24年規程第59号)第5条第1項の規定中「学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会、教育マネジメント機構にあつては教育マネジメント機構運営会議、学術情報拠点にあつては学術情報拠点運営会議、学

内共同教育研究施設にあつては学内共同教育研究施設等管理委員会」を「学部にあつては教授会，大学院にあつては研究科委員会，グローバル感染症研究センターにあつてはグローバル感染症研究センター運営委員会，教育マネジメント機構にあつては教育マネジメント機構運営会議，研究マネジメント機構にあつては研究マネジメント機構運営会議，学術情報拠点にあつては学術情報拠点運営会議，学内共同教育研究施設にあつては学内共同教育研究施設等管理委員会」とする。

(大分大学寄附講座及び寄附研究部門規程の一部改正)

第10条 大分大学寄附講座及び寄附研究部門規程(平成17年規程第124号)第5条第1項の規定中「学部にあつては教授会，大学院にあつては研究科委員会，教育マネジメント機構にあつては教育マネジメント機構運営会議，学術情報拠点にあつては学術情報拠点運営会議，学内共同教育研究施設にあつては学内共同教育研究施設等管理委員会」を「学部にあつては教授会，大学院にあつては研究科委員会，グローバル感染症研究センターにあつてはグローバル感染症研究センター運営委員会，教育マネジメント機構にあつては教育マネジメント機構運営会議，研究マネジメント機構にあつては研究マネジメント機構運営会議，学術情報拠点にあつては学術情報拠点運営会議，学内共同教育研究施設にあつては学内共同教育研究施設等管理委員会」とする。

(国立大学法人大分大学教員選考規程の一部改正)

第11条 国立大学法人大分大学教員選考規程(平成16年規程第48号)第4条第11号を第10号とし，第5号，第6号及び第8号を削り，第3号を第4号とし，第4号を第6号とし，第9号及び第10号を1号ずつ繰り上げ，第2号の次に次の1号を加える。

- (3) グローバル感染症研究センター運営委員会
第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 研究マネジメント機構運営会議

(国立大学法人大分大学人事会議規程の一部改正)

第12条 国立大学法人大分大学人事会議規程(平成28年規程第63号)について，次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 別表中「福祉健康科学部門」の項の次に次のように加える。

グローバル感染症研究部門	グローバル感染症研究部門人事会議	グローバル感染症研究部門長	グローバル感染症研究センター運営委員会の構成員	研究推進課
--------------	------------------	---------------	-------------------------	-------

(2) 別表中「教育マネジメント部門」の項の次に次のように加える。

研究マネジメント部門	研究マネジメント部門人事会議	研究マネジメント部門長	研究マネジメント機構運営会議の構成員	研究推進課
------------	----------------	-------------	--------------------	-------

(3) 別表中「全学研究推進部門」の項，「産学官連携推進部門」の項及び「国際教育研究推進部門」の項を削る。

(4) 別表中「IR部門」の項の次に次のように加える。

国際教育研究推進部門	国際教育研究推進部門人事会議	国際教育研究推進部門長	国際連携委員会の構成員	学生・留学生支援課
------------	----------------	-------------	-------------	-----------

(国立大学法人大分大学における教員の労働契約の期間に関する規程の一部改正)

第13条 国立大学法人大分大学における教員の労働契約の期間に関する規程(平成16年規程第45号)について，次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 別表の第1項中「医学部門」の項の次に次のように加える。

グローバル感染症研究部門	グローバル感染症研究センター		教授 准教授 講師 助教	5年以内	可	新たに労働契約を締結した日から10年を超えない範囲内。
--------------	----------------	--	-----------------------	------	---	-----------------------------

(2) 別表の第1項中「教育マネジメント部門」の項の次に次のように加える。

研究マネジメント部門	研究マネジメント機構		教授 准教授 講師 助教	5年以内	可	新たに労働契約を締結した日から10年を超えない範囲内。
------------	------------	--	-----------------------	------	---	-----------------------------

(3) 別表の第1項中「全学研究推進部門」の項、「産学官連携推進部門」の項及び「国際教育研究推進部門」の項を削る。

(4) 別表の第1項中「IR部門」の項の次に次のように加える。

国際教育研究推進部門	教育マネジメント機構 研究マネジメント機構	国際教育推進センター 研究推進センター	教授 准教授 講師 助教	5年以内	可	新たに労働契約を締結した日から10年を超えない範囲内。
------------	--------------------------	------------------------	-----------------------	------	---	-----------------------------

(5) 別表の第1項中「備考 この表に掲げる全学研究推進機構重点研究推進分野における労働契約の期間は、国立大学法人大分大学全学研究推進部門におけるテニュアトラックによる教員選考に関する細則（平成28年細則第41号）第2条第2号に規定するテニュアトラック制度により採用される者に適用する。」を「備考 この表に掲げる研究マネジメント部門における労働契約の期間は、国立大学法人大分大学研究マネジメント部門におけるテニュアトラックによる教員選考に関する細則（令和3年細則第28号）第2条第2号に規定するテニュアトラック制度により採用される者に適用する。」とする。

(6) 別表の第2項中「全学研究推進部門」の項の前に次のように加える。

研究マネジメント部門	研究マネジメント機構		助教	5年以内	可	新たに労働契約を締結した日から5年を超えない範囲内。
------------	------------	--	----	------	---	----------------------------

(7) 別表の第2項中「全学研究推進部門」の項を削る。

(8) 別表の第3項中「産学官連携推進部門」の項を削る。

(国立大学法人大分大学職員給与規程の一部改正)

第14条 国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）第18条の12第1項の規定中「大分大学全学研究推進機構研究支援分野R I 実験部門放射線障害予防規程（平成16年規程第138号）第5条第1項」を「大分大学研究マネジメント機構研究支援センターR I 管理部門放射線障害予防規程（令和3年規程第31号）第7条第1項」とする。

(国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程の一部改正)

第15条 国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年規程第27号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 別表第2の第1号中「福祉健康科学研究科」の項の次に次のように加える。

グローバル感染症研究センター	センター長	研究推進部長
----------------	-------	--------

(2) 別表第2の第1号中「教育マネジメント機構」の項の次に次のように加える。

研究マネジメント機構	機構長	研究推進部長
------------	-----	--------

(3) 別表第2の第2号中「福祉健康科学部」の項の次に次のように加える。

グローバル感染症研究センター	研究推進課長	研究推進課長	研究推進課副課長	研究推進課副課長	
----------------	--------	--------	----------	----------	--

(4) 別表第2の第2号中「教育マネジメント機構」の項の次に次のように加える。

研究マネジメント機構	研究推進課長	研究推進課長	研究推進課副課長	研究推進課副課長	
------------	--------	--------	----------	----------	--

(国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正)
第16条 国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年規程第21号）別表第4の表中「全学研究推進機構動物実験部門」を「研究マネジメント機構研究支援センター動物管理部門」とする。

(国立大学法人大分大学外国人客員研究員規程の一部改正)
第17条 国立大学法人大分大学外国人客員研究員規程（平成16年規程第90号）第4条第2項の規定中「教授会、研究科委員会、教育マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議」を「教授会、研究科委員会、グローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議」とする。

(国立大学法人大分大学研究員取扱規程の一部改正)
第18条 国立大学法人大分大学研究員取扱規程（平成16年規程第108号）第4条の規定中「学部、研究科、教育マネジメント機構、学術情報拠点又は学内共同教育研究施設等の教授会、研究科委員会、教育マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議」を「教授会、研究科委員会、グローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議」とする。

(国立大学法人大分大学客員研究員規程の一部改正)
第19条 国立大学法人大分大学客員研究員規程（平成18年規程第1号）第4条第2項の規定中「教授会、研究科委員会、教育マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議」を「教授会、研究科委員会、グローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議」とする。

(国立大学法人大分大学研究用微生物等安全管理規程の一部改正)
第20条 国立大学法人大分大学研究用微生物等安全管理規程（平成26年規程第23号）第9条第1項第5号の規定中「全学研究推進機構研究支援分野動物実験部門長」を「研究マネジメント機構研究支援センター動物管理部門長」とする。

(国立大学法人大分大学動物実験規程の一部改正)
第21条 国立大学法人大分大学動物実験規程（平成19年規程第91号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第7条第1項第1号の規定中「全学研究推進機構副機構長」を「研究マネジメント機構副機構長」とする。
- (2) 第7条第1項第2号の規定中「全学研究推進機構研究支援分野動物実験部門」を「研究マネジメント機構研究支援センター動物管理部門」とする。
- (3) 第7条第1項第3号の規定中「全学研究推進機構研究支援分野動物実験部門」を「研究マネジメント機構研究支援センター動物管理部門」とする。
- (4) 第7条第5項の規定中「全学研究推進機構副機構長」を「研究マネジメント機構副機構長」とする。
- (5) 第9条の規定中「全学研究推進機構研究支援分野動物実験部門」を「研究マネジメント機構研究支援センター動物管理部門」とする。

(国立大学法人大分大学放射線安全管理規程の一部改正)

第22条 国立大学法人大分大学放射線安全管理規程(平成16年規程第103号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第2条第2号の規定中「全学研究推進機構研究支援分野R I 実験部門長」を「研究マネジメント機構研究支援センターR I 管理部門長」とする。
- (2) 第2条第3号の規定中「全学研究推進機構研究支援分野R I 実験部門」を「研究マネジメント機構研究支援センターR I 管理部門」とする。

(国立大学法人大分大学放射線安全管理委員会規程の一部改正)

第23条 国立大学法人大分大学放射線安全管理委員会規程(平成16年規程第104号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第3条第1項第1号の規定中「全学研究推進機構研究支援分野R I 実験部門長」を「研究マネジメント機構研究支援センターR I 管理部門長」とする。
- (2) 第3条第4項の規定中「全学研究推進機構長」を「研究マネジメント機構長」とする。
- (3) 第7条第1項の規定中「全学研究推進機構放射線障害予防部会」を「研究マネジメント機構放射線障害予防部会」とする。

(国立大学法人大分大学研究戦略・推進委員会規程の一部改正)

第24条 国立大学法人大分大学研究戦略・推進委員会規程(令和2年規程第49号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第3条第1項第4号の規定中「全学研究推進機構の教員」を「グローバル感染症研究センターの教員」とする。
- (2) 第3条第1項第5号の規定中「国際教育研究推進機構の教員」を「研究マネジメント機構の教員」とする。

(国立大学法人大分大学職務発明規程の一部改正)

第25条 国立大学法人大分大学職務発明規程(平成16年規程第101号)第5条第1項の規定中「産学官連携推進機構」を「研究マネジメント機構産学官連携推進センター」とする。

(国立大学法人大分大学における研究成果有体物取扱規程の一部改正)

第26条 国立大学法人大分大学における研究成果有体物取扱規程(平成18年規程第2号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第2条第5項の規定中「機構長」とは、大分大学産学官連携推進機構規程(平成23年規程第7号)第5条第1項第1号に規定する者を「センター長」とは、大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター長」とする。
- (2) 第6条第1項各号列記以外の部分及び第6条第2項の規定中「機構長」を「センター長」とする。
- (3) 第7条第1項及び第2項の規定中「機構長」を「センター長」とする。
- (4) 第10条の規定中「機構長」を「センター長」とする。
- (5) 第11条の規定中「機構長」を「センター長」とする。
- (6) 第13条第4号の規定中「機構長」を「センター長」とする。
- (7) 第14条第1項各号列記以外の部分及び第2項の規定中「機構長」を「センター長」とする。
- (8) 別記様式第1号の規定中「大分大学産学官連携推進機構長」を「大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター長」とする。
- (9) 別記様式第2号の規定中「大分大学産学官連携推進機構長」を「大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター長」とする。

(国立大学法人大分大学研究コンサルティング取扱規程の一部改正)

第27条 国立大学法人大分大学研究コンサルティング取扱規程(令和2年規程第72号)につ

いて、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第4条第1項の規定中「大分大学産学官連携推進機構長」を「大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター長（以下「センター長」という。）」とする。
- (2) 第5条各号列記以外の部分中「産学官連携推進機構長」を「センター長」とする。

(国立大学法人大分大学社会連携推進委員会規程の一部改正)

第28条 国立大学法人大分大学社会連携推進委員会規程（令和2年規程第50号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第3条第1項第3号の規定中「産学官連携推進機構副機構長」を「研究マネジメント機構産学官連携推進センター長」とする。
- (2) 第3条第1項第4号の規定中「産学官連携推進機構産学官連携部門長」を「研究マネジメント機構産学官連携推進センター産学官連携部門長」とする。
- (3) 第3条第1項第6号の規定中「国際教育研究推進機構の教員」を「教育マネジメント機構国際教育推進センターの教員」とする。

(国立大学法人大分大学国際交流会館規程の一部改正)

第29条 国立大学法人大分大学国際交流会館規程（平成16年規程第114号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第2条第1項の規定中「国際教育研究推進機構副機構長（国際教育推進センター担当）」を「教育マネジメント機構国際教育推進センター長」とする。
- (2) 第3条第1項の規定中「国際教育研究推進機構の主担当の教員」を「教育マネジメント機構国際教育推進センターの教員」とする。
- (3) 第4条の規定中「運営委員会」を「大分大学教育マネジメント機構国際教育推進センター会議」とする。

(国立大学法人大分大学予算管理規程の一部改正)

第30条 国立大学法人大分大学予算管理規程（平成16年規程第53号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 別表第2中「福祉健康科学研究科」の項の次に次のように加える。

グローバル感染症研究センター	センター長	
----------------	-------	--

- (2) 別表第2中「教育マネジメント機構」の項の次に次のように加える。

研究マネジメント機構	機構長	
------------	-----	--

- (3) 別表第2中「全学研究推進機構」の項、「産学官連携推進機構」の項及び「国際教育研究推進機構」の項を削る。

- (4) 別表第3中「福祉健康科学研究科」の項の次に次のように加える。

グローバル感染症研究センター	センター長	研究推進部研究推進課長	
----------------	-------	-------------	--

- (5) 別表第3の「教育マネジメント機構」の項中

「

教育マネジメント機構	機構長	学生支援部教育支援課長	予算管理責任者に配分された予算の範囲内で行う予算執行に関する決裁事務の権限。
------------	-----	-------------	--

」を

教育マネジメント機構	機構長	学生支援部教育支援課長（教学マネジメント室及び基盤教育センターに係るものに限る。） 学生支援部学生・留学生支援課長（学生支援センター及び国際教育推進センターに係るものに限る。） 学生支援部入試課長（アドミッションセンターに係るものに限る。）	予算管理責任者に配分された予算の範囲内で行う予算執行に関する決裁事務の権限。
------------	-----	--	--

とする。

- (6) 別表第3中「教育マネジメント機構」の項の次に次のように加える。

研究マネジメント機構	機構長	研究推進部研究推進課長（研究推進センター及び研究支援センターに係るものに限る。） 研究推進部産学連携課長（産学官連携推進センターに係るものに限る。）	
------------	-----	---	--

- (7) 別表第3中「全学研究推進機構」の項、「産学官連携推進機構」の項及び「国際教育研究推進機構」の項を削る。

(国立大学法人大分大学予算委員会規程の一部改正)

第31条 国立大学法人大分大学予算委員会規程（平成17年規程第84号）第4条第1項第14号を第16号とし，第4号を第5号とし，第5号から第13号を2号ずつ繰り下げ，第3号の次に次の1号を加える。

- (4) グローカル感染症研究センター長
第5号の次に次の1号を加える。
(6) 研究マネジメント機構長

(国立大学法人大分大学固定資産管理規程の一部改正)

第32条 国立大学法人大分大学固定資産管理規程（平成19年規程第19号）について，次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 別表第2中「福祉健康科学研究科」の項の次に次のように加える。

グローカル感染症研究センター	グローカル感染症研究センター長	研究推進部長
----------------	-----------------	--------

- (2) 別表第2中「教育マネジメント機構」の項の次に次のように加える。

研究マネジメント機構	研究マネジメント機構長	研究推進部長
------------	-------------	--------

- (3) 別表第2中「全学研究推進機構」の項、「産学官連携推進機構」の項及び「国際教育研究推進機構」の項を削る。

(国立大学法人大分大学における省エネルギーに関する規程の一部改正)

第33条 国立大学法人大分大学における省エネルギーに関する規程（平成22年規程第7号）について，次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 別表第1中「教育マネジメント機構」の項の次に次のように加える。

研究マネジメント機構	且野原キャンパスのエネルギー管理責任者から学長が任命した者	機構長	研究推進課長	各エネルギー管理責任者が任命した者
------------	-------------------------------	-----	--------	-------------------

(2) 別表第1中「医学部附属病院」の項の次に次のように加える。

グローバル感染症研究センター	挟間キャンパスのエネルギー管理責任者から学長が任命した者	センター長	研究推進課長	各エネルギー管理責任者が任命した者
研究マネジメント機構（挟間）		機構長	研究推進課長	

(4) 別表第1中「全学研究推進機構（旦野原）」の項, 「産学官連携推進機構」の項, 「国際教育研究推進機構（旦野原）」の項, 「全学研究推進機構（挟間）」の項及び「国際教育研究推進機構（挟間）」の項を削る。

(5) 別図第1中

「

旦野原キャンパス エネルギー管理代表者					
各学部	福祉健康科学研究所	教育マネジメント機構	学術情報拠点	各学内共同教育研究施設	事務局

」を

「

旦野原キャンパス エネルギー管理代表者						
各学部	福祉健康科学研究所	教育マネジメント機構	研究マネジメント機構	学術情報拠点	各学内共同教育研究施設	事務局

」

とし,

「

挟間キャンパス エネルギー管理代表者			
医学部	附属病院	学術情報拠点	各学内共同教育研究施設

」を

「

挟間キャンパス エネルギー管理代表者					
医学部	附属病院	グローバル感染症研究センター	研究マネジメント機構	学術情報拠点	各学内共同教育研究施設

」

とする。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。